

臼杵市電子入札立会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、臼杵市が行う電子入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第1項に規定する立会に関して必要な事項を定めるものとする。

(開札における立会)

第2条 電子入札に参加した者（紙入札を行うことが承認された者を含む。）は、開札の立会ができるものとする。なお、立会を希望する場合には、開札予定日の前日までに、契約担当者に立会を希望する旨を書面（参考様式：電子入札立会申込書。内容が足りていれば任意様式で可。）にて申し出なければならない。

(2) 前項に規定の電子入札立会申込書（要件を満たす任意様式による場合も含む。）が提出された場合は、当該案件の入札参加者であることを確認し、当該案件の入札参加者に該当する場合は、立会を承諾するものとする。

(3) 立会を行う者（以下「立会者」という。）は、立会に際し、その身分を証明するに足りる書類の提示を行うものとする。

(入札者が立ち会わない場合)

第3条 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係がなく、かつ、通常は入札事務に関与することのない職員を立ち合わせなければならないものとする。ただし、地方自治法施行令第167条の8第2項に規定する電子入札方式による場合等であって、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(立会者の責務等)

第4条 立会者は、開札が適正に執行されたかどうかについて確認を行うものとする。

(2) 立会者は、公正な入札の執行についての確認のみを行うものとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の公正な入札執行を妨げる行為を行ってはならない。

(3) 立会者は、入札執行者の指示に従って立会を行うものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

(4) 入札執行者は、立会者及び傍聴人が前二項に規定する入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会を禁止し、退出を命ずることができるものとする。

(立会者の記録等)

第5条 立会者は、前条第1項の確認後に、立会記録簿等への署名等（電子入札システムへの記録を含む。）を行い、その確認結果の記録保存に協力するものとする。なお、立会者が複数の場合は、発注者が指名した者（1名）のみが署名等を行うものとする。

(随意契約の取扱い)

第6条 随意契約における見積書開封時の立会については、特段の定めがある場合を除き、原則として本立会要領に定める取扱いに準ずるものとする。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

【履歴】

平成19年3月1日制定

平成24年4月1日改正

平成28年4月1日改正

令和 4年7月1日改正

(参考様式)

契約担当者
白杵市長 様

電子入札立会申込書

・入札件名

・開札日

上記の件について、電子入札の開札に立会を申し込みます。

年 月 日

住 所
商号または名称
代表者氏名

印

※注意事項※

- 開札当日は指定された時刻までに来庁し、入札執行者の指示に従って電子入札室に入室してください。(※指定時刻を過ぎての入室は認められません。)
- 開札当日は社員証等をご持参ください。また、代表者以外が立会する場合は「代表者からの委任状」等を持参してください。(※立会権限の確認が出来ない方の入室は認められません。)
- 本書は開札予定日前日までに契約担当部署に提出してください。(※受付は開庁日のみ。)